

第11次君津市交通安全計画 (素案) 【概要版】

第1編 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

本市ではこれまで、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、おおむね5年ごとに君津市交通安全計画を策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

今後も社会状況や交通情勢の変化等に対応し、より効果的な交通安全対策を推進するため第11次君津市交通安全計画を策定します。

2 計画の基本理念

人命尊重の理念に基づき、「交通環境の整備」などのハード面の整備や、「市民一人一人の力」や「地域の力」などのソフト面を融合させた総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる君津市」を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、第11次千葉県交通安全計画に基づいて策定する法定計画であり、交通安全施策の大綱を定めるものとして、君津市交通安全対策会議で決定されます。また、市のまちづくりの長期的な指針となる「君津市総合計画」等との整合を図ります。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

第2編 道路交通等の安全

1 交通事故の特徴（平成28年～令和2年）

- ・年代別死傷者数では、65歳以上の高齢者が374人と最も多く全体の約2割を占めています。
- ・状態別死傷者数では、全体の死傷者数が年々減少する中、歩行中の死傷者数は減少が見られず、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・自転車事故による死傷者数では、高齢者や高校生が多く、合わせて全体の約5割を占めています。

2 道路交通安全の目標

本計画の計画終了年度である令和7年度までに、以下の数値を本市の抑止目標として取り組んでいきます。

目標1

交通事故重傷者数 年間18人以下

目標2

高齢者の交通事故発生件数 年間80件以下

目標3

児童・生徒等の死者数 ゼロを維持

3 計画の重点事項

以下の5項目に重点を置いた計画とします。

重点項目1 高齢者の交通安全対策

【指標】

- ・高齢者の死傷者数
令和2年 64人 ⇒ 令和7年 50人以下

【主な取組】

- ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及・促進
- ・高齢者交通安全教室等の開催
- ・適切な運転行動を促すための広報啓発の推進

重点項目2 歩行者の交通安全対策

【指標】

- ・歩行者の死傷者数
令和2年 45人 ⇒ 令和7年 35人以下

【主な取組】

- ・各年代に対する交通安全教育の推進
- ・道路横断時の横断歩道利用と安全運転の周知啓発
- ・ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の推進

重点項目3 自転車の安全利用対策

【指標】

- ・自転車事故による死傷者数
令和2年 34人 ⇒ 令和7年 26人以下

【主な取組】

- ・自転車安全利用キャンペーンの実施
- ・ながら運転の危険性の周知
- ・自転車保険への加入促進

重点項目4 通学路等の交通安全対策

【指標】

- ・児童・生徒等の死者数
令和2年 0人 ⇒ 令和7年 ゼロを維持

【主な取組】

- ・子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進
- ・通学路等における交通指導取締りの推進
- ・安全運転管理の推進

重点項目5 飲酒運転による事故防止対策

【指標】

- ・飲酒運転が起因する交通事故発生件数
令和2年 3件 ⇒ 令和7年 0件

【主な取組】

- ・「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」環境づくり
- ・安全運転管理の推進
- ・飲酒運転に対する交通指導取締りの強化

4 6つの視点と7つの柱

交通安全対策の推進に当たり重視する6つの視点と、その視点に基づき、交通事故を減らす具体的な施策の方針として7つの柱を設定します。

6つの視点

- 1 高齢者・子供の安全確保
- 2 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- 3 生活道路・幹線道路における安全確保
- 4 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 6 先端技術の活用推進

7つの柱

- 1 市民一人一人の交通安全意識の高揚
- 2 安全運転の確保
- 3 道路交通環境の整備
- 4 道路交通秩序の維持
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の充実と推進
- 7 交通事故調査・分析の推進

5 道路交通安全の施策

【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

- ・交通安全運動の推進
- ・各年代に対する交通安全教育の推進

【第2の柱】安全運転の確保

- ・適切な運転行動を促すための広報啓発の推進
- ・安全運転管理の推進

【第3の柱】道路交通環境の整備

- ・子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の促進
- ・地域の特性に着目した交通安全対策

【第4の柱】道路交通秩序の維持

- ・通学路等における交通指導取締りの推進
- ・飲酒運転に対する交通指導取締りの強化

【第5の柱】救助・救急活動の充実

- ・救急医療機関等の整備
- ・救急医療機関との連携・協力体制の確保

【第6の柱】被害者支援の充実と推進

- ・交通事故被害者等に対する援助措置の推進
- ・交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進

【第7の柱】交通事故調査・分析の推進

- ・交通事故多発箇所等の共同現地診断
- ・交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

6 踏切道における交通安全の目標

踏切道における交通安全対策を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止します。

第3編 計画の推進体制

- ・「交通事故のない、安全で安心して暮らせる君津市」を実現するため、市、各関係機関・団体及び市民との協働が重要であり、それぞれの役割を踏まえつつ、連携して交通安全対策を実施します。
- ・各施策の取組状況を定期的に確認しながら、分析・評価を行い、必要がある場合は、施策の見直し等を実施します。